

令和 3 年度東京都建築動態統計調査交付金交付要綱

1 交付金交付基準

- (1) この交付金は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成 11 年東京都条例第 106 号）第 2 条の表 18 の項口及び市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成 11 年東京都条例第 107 号）第 2 条の表 11 の項の規定に基づき、特別区及び 11 市（八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、小平市、日野市、国分寺市及び西東京市をいう。以下同じ。）が処理する「建築動態統計調査」（統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 4 項に規定する基幹統計をいう。）に係る経費として、特別区及び 11 市の長（以下「区長等」という。）へ交付するものとする。
- (2) 交付金の額は、予算の範囲内で、処理する業務に応じて算出する。

2 経理の原則

- (1) 区長等は、交付金をこの統計調査の目的に使用するものとする。
- (2) 区長等は、交付金を各区又は市の歳入・歳出予算に繰り入れ、明確な経理をするとともに、証拠書類を整備及び保管するものとする。

3 経費実績報告書

区長等は、当該業務を完了したときは、遅滞なく「令和 3 年度東京都建築動態統計調査交付金に係る経費実績報告書（別記様式）」を知事に提出するものとする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 22 日から施行する。ただし、本規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。